

# 平成24年度 提案・要望書に対する津市からの回答

当会議所より、平成25年1月18日に開催した「津市長ほか市幹部を囲む懇談会」において、平成24年度の部会・委員会で意見集約し提出した「津市への提案・要望書」に対する回答が平成25年1月31日付でまいりましたので、ここにご報告いたします。

## 1 中小・小規模事業者への支援強化

### (1)創業企業融資にかかる利子補給制度創設について

平成24年7月2日に津市・津商工会議所・津市商工会・津北商工会・三重県信用保証協会・日本政策金融公庫津支店の6機関により創設された「創業サポーターソケット津」は、少子高齢化を背景とする需要の変化等に伴い、歯止めがかからない事業所減少を少しでも解消するべく本格的稼働に入ろうとしています。しかしながら意欲ある創業者・起業家においても、事業の軌道化に苦勞する事例が多く見られます。特に、創業時に金融機関から融資を受けた企業の当面の経費負担を少しでも軽減することは、事業基盤の確立にとって有意義なことと考えます。また、本制度の創設、周知により地域に創業を促す効果が期待でき、地域の雇用創出や今後予想される大きな需要の変化に柔軟に対応できる若い企業の地域への誘導にもつながります。以上の趣旨から、創業後2～3年間の金利負担を軽減する利子補給制度の創設（仕組みとルール作りが必要）を強く要望するものです。

#### 【回答】

本市の創業支援の取組としましては、一昨年よりインキュベーション・マネージャーの設置、創業者（起業志望者を含む）への個別相談、起業意識の醸成とビジネスプランのブラッシュアップを目的とした「津創業道場」の開催を、また、昨年より津市・津商工会議所・津市商工会・津北商工会・三重県信用保証協会・日本政策金融公庫津支店の6機関により創設された「創業サポーターソケット津」を立ち上げ、創業者に対する支援を行っています。

また、ご提案の利子補給制度につきまして、本市では実施しておりませんが、従来より小規模事業者に対しましては、津市小規模事業資金融資等に係る補給金交付要綱に基づく融資を受ける場合において、三重県信用保証協会の保証に係る信用保証料について全額補給金を交付し

ており、引き続きこの制度を進めてまいります。

### (2)建設業関係の発注について

津商工会議所建設部会は津市に本社を置く地元建設事業所、津市に支店や営業所を置く大手建設事業所、専門的な業種を担う専門工事業所が会員事業所として在籍しております。津市の発注につきましては、建設業協会をはじめ様々な建設関連団体から要望が届いていることと存じます。津商工会議所の建設部会といたしましても会員に共通する要望事項や入札制度も含めた津市の発注についての要望といたします。毎年同様の要望事項もごさいますが何卒ご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

#### ①発注の形態について

一昨年の東日本大震災や東紀州の豪雨など頻発する自然災害などに対して、いち早く対処することで被害を最小限に抑え復旧復興に力を発揮し、本来業務を犠牲にして、日々のライフラインのメンテナンスを実施している地元事業者があることは、ご周知のとおりと存じます。

建設工事に関して、非常時に地域の復旧復興の役割を担う市内の業者を守るという観点からすべての工事は、実際に地域の一員として市内にて稼働する事業所への優先発注をよろしく願いいたします。具体的に発注に関しまして次の事項を要望といたします。

- 1.総合スポーツ施設及び新最終処分場などの建設について、地元事業者が数多く参画できるような仕組みの創設
- 2.総合スポーツ施設設計監理業務のうち監理業務を地元設計業者に発注
- 3.津市の海岸堤防工事を地元事業者に発注するよう発注者に要望

#### 【回答】

1.本市におきましては、これまでも地方経済の活性化と市内本店の専門業者の

受注機会確保の目的から、その工事内容を勘案した上で可能な限り、分離発注及び市内本店優先の発注を行っております。

本件につきましても同様に、施工場所が錯綜する場合や施設の機能上等から分離し難い工事以外については分離発注を行い、市内本店業者の受注機会の確保に努めます。

また、本市が発注する大規模かつ技術的難度の高い建設工事に関し、その確実かつ円滑な施工を図るとともに、本市の区域内に本店を有する建設業者の技術力の向上に資することを目的とした「津市特定建設工事共同企業体等の取扱いに関する要領」に基づき、市内本店業者の受注機会をできる限り確保できるよう共同企業体による発注も併せて検討してまいります。

2.本市においても前例の無い大規模かつ技術的難度の高い建設工事である総合スポーツ施設建設工事における監理業務を発注する場合におきましては、その業務内容等を十分検証した上で、施設の優れた品質を確保できるよう、その発注方法について検討してまいります。

3.海岸堤防工事については、平成23年度に国土交通省港湾局の直轄海岸保全施設整備事業として津松阪港海岸津地区の栗真町屋工区及び阿漕浦・御殿場工区において新規採択がなされ、また、三重県県土整備部港湾・海岸課では平成24年度から老朽化した海岸保全施設の緊急補強対策が進められております。

国・県ともに各々の入札関連規定に基づいた入札参加資格者を対象として入札を実施しており、その条件について本市が関与できる点は少ないと思われませんが、貴商工会議所あるいは建設関連団体等の要望の結果、助力の余地があれば協力していきたいと考えております。

#### ②入札制度について

津市の入札制度につきましては、日々改良改善をいただき誠にありがとうございます。昨年の震災後、県外では一部に震災による特需はあるものの、県内では長引く不況の出口すら見えず、冷え込む

民間需要に加えて、ピーク時の半分になった公共工事は建設関連事業所にとりましては、常にその発注を一日千秋の思いで待っているところでございます。

しかし、現在の入札制度は多くの応募者、予定価格の事前公表による弊害など、受注したいと思う事業所の普段の努力や営業の成果が報われないととも残念なものとなっております。総合評価落札方式につきましても客観的な部分は、事業所の規模、歴史、実績、技術者数など、どうしても大きな事業所が有利になってしまいます。津市側では「工事成績重視型」、「地域力活用型」などの総合評価落札方式を取り入れていただいておりますが、工事量全体を見据え偏りのないバランスのとれた方式となるよう更なる検討をお願いいたします。具体的に入札制度に関しまして次の事項を要望いたします。

1. 全ての建設関連の発注について最低制限価格のさらなる引き上げ及び最低制限価格未設定部門への設定

2. 工事最低価格の設置に関して、一昨年一部引き上げいただきました現場管理費の中央公契連モデル水準への引き上げ

#### 【回答】

1. 最低制限価格制度につきましては、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により「工事又は製造その他についての請負の契約」において、「契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設け」ることができることとされています。

このように、最低制限価格制度の主たる目的は、建築物等の手抜き工事の防止や粗悪な成果品の納入防止、適正な業務の履行確保ですが、著しく低い価格の入札によるダンピングの防止効果もあるところと見られます。

このことを踏まえ、最低制限価格の引き上げにつきましては、税金の有効な活用とのバランスの中で、国、県、他市の状況や入札結果をみながら研究、検討してまいります。

また、最低制限価格未設定部門への設定につきましては、人件費の占める割合が高く成果を求める請負業務等において最低制限価格制度を導入している自治体もあることから、他市等の状況を参考に引き続き検討してまいります。

2. 本市における最低制限価格の算式につきましては、平成24年4月1日以降の公告分から中央公共工事契約制度運用連絡協議会低入札価格調査の基準価格モデル（公契連モデル）の最新の算式であ

る平成23年公契連モデルを準用することで現場管理費等の引き上げを行うとともに、三重県と同じ算式に変更しました。

併せて、測量・コンサルタント等における最低制限価格の設定範囲の下限についても、平成23年公契連モデル同様に67%から70%へと引き上げを行いました。

### (3)津市の道路、公共建築物、その他に関して

#### ①道路に関する要望提案 (新規要望)

1. 近鉄名古屋線津新町第7号踏切及びJR紀勢本線公園前踏切拡幅工事
2. JR紀勢本線神戸踏切拡幅工事
3. JR紀勢本線阿漕踏切の渋滞緩和策
4. 榊原地内三重交通林性寺前バス停付近道路舗装工事
5. 県道亀山白山線除草の回数アップとその範囲の拡充（榊原温泉は観光地であり、刈り残しなどないよう美観に気配りをしていただきたい。）
6. 県道上浜高茶屋久居線の安濃津橋付近、安濃川河口付近等の除草頻度アップを要望
7. 県道上浜高茶屋久居線の安濃津橋北側にあるパワーセンター出口専用通路付近の車両の逆走対策強化

#### 【回答】

##### (新規要望)

1. 近鉄名古屋線津新町第7号踏切につきましては、本年、近鉄において、踏切内の舗装を木製からコンクリート製にする改良工事を実施予定ですが、拡幅につきましては、平成8年1月29日付けで運輸省と建設省の間で策定された「踏切道の拡幅に係る指針」において「拡幅する場合は統廃合に努めるべきである」と示されていることから、周辺に統廃合する踏切がないため厳しい状況にあります。

2. 当路線は、前後2車線道路であるにもかかわらず、踏切部分が狭小であるため、非常に危険であることから、当道路の管理者で三重県及び鉄道管理者であるJRに対しまして、早期整備を要望してまいります。

3. 当路線は、通勤、通学に利用される重要な道路で、2車線で改良はされていますが、踏切及び国道23号大倉交差点が渋滞ポイントとなって、円滑な交通の支障となっています。市といたしましては、当道路の管理者で三重県、また、国道

23号の管理者である国土交通省及び鉄道管理者であるJRに対しまして、交差点改良も含めた早期整備を要望してまいります。

4. 当該地の現地調査を行い、路面状況を確認いたしました。今すぐ危険な状況は見受けられず、当面、通行に支障はないかと思いますが、今後とも注意深く現況把握に努めてまいりたいと考えます。

5. 6. の除草の回数のアップにつきましては、管理者である三重県に対しまして、適正な維持管理を強く要望してまいります。

7. の逆走対策につきましては、管理者である三重県に対しまして、適正な安全走行ができるよう要望してまいります。

#### ①道路に関する要望提案 (継続要望)

1. 近鉄名古屋線南が丘駅の南側、久居9号踏切拡幅
2. 中勢バイパスの早期全線供用開始
3. 県道津久居線の磨洞温泉から久居への道路拡幅
4. 津駅北部の東西を結ぶ道路工事の早期実現
  - 1) 都市計画道路下部田垂水線（三重県津市舎付近から三重県総合文化センター付近）の立体化
  - 2) 津駅北側の道路（アトレ青山東付近）の立体交差化もしくは幅員拡張
5. 国県市道を問わず全ての道路ラインが消えかかっている部分の整備
6. 都市計画道浜田長岡線の拡幅工事の早期実現（一身田中学北側から岩崎病院へ抜ける区間）
7. 都市計画道江戸橋一身田線の早期実現

#### 【回答】

##### (継続要望)

1. 近鉄南が丘駅南側の踏切につきましては、現況幅員が4.4メートルで、東側市道の幅員は、車道が6メートル、歩道が3メートル、西側市道の幅員は、車道5メートルであり、前後の道路幅員より踏切幅員が狭いのが現状であります。

このため、踏切内では、普通車の対向にも支障をきたしている状況であり、これまでも地元自治会から踏切拡幅の要望をいただいております。

このような中、本市といたしましても、鉄道事業者である近畿日本鉄道(株)と当該踏切拡幅のための協議を行っておりますが、平成8年1月29日付けで運輸省と建設省との間で策定された、「踏切道の拡幅に係る指針」において「踏切道は、踏切事故の防止及び道路交通の円滑化のため、拡幅する場合は、統廃合に努めるべ

きである」と示されております。

このことから、周辺に統廃合する踏切がないため、当該踏切の拡幅も具体化していないのが現状であります。本市にとりまして、利便性の高い路線にある踏切でありますことから、鉄道事業者と引き続き踏切拡幅について協議してまいります。

なお、当該踏切の部分的改善対策として踏切の両端の隙間を埋める部分的な改良につきまして、本年度、近鉄と協議し、来年度に施工を予定しております。

2.国道165号から北の未供用区間につきましては、全線供用（平成26年度中の供用予定）に向けて事業を進めてまいります。

3.磨洞温泉から中勢バイパスまでの区間540mは、平成23年、用地買収完了。平成24年度より工事を着手し中勢バイパスとの同時供用に向けて事業を進めています。中勢バイパスから藤ヶ丘の相川交差付近の区間については、早期整備に向けて三重県へ要望してまいります。

4.  
1) 都市計画道路整備につきましては、都市の骨格を形成し、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づき、予め、ルートや道路規模をお示ししているものでございます。本市といたしましては、平成20年度に「津市道路整備計画」を策定し、これを基本として骨格交通機能を有する便益性の高い道路を優先的に、平成29年度までの期間で整備する路線区間を選定し整備を進めています。現状といたしましては、道路事業推進にあたり、近年の急激な経済状況の悪化や道路財源の縮小などが大きく影響し、道路整備に遅れが生じています。

このような中、現在、具体的な図面等お示しできる段階ではございませんが、ご指摘のとおり、ご要望の津駅北部の東西を結ぶ都市計画道路下部田垂水線（三重県津庁舎付近から三重県総合文化センター付近）につきまして、道路ネットワーク上重要な路線と考えておりますが、現状としましては、家屋の立退き、鉄道事業者の協力など事業に関する多くの地域関係者の合意形成などが図られていないことから事業化に至っていないのが現状であり、今後の道路整備計画の位置づけや社会経済状況を見極め、土地区画整理事業との整合を図りながら事業を実施してまいります。

2) 津駅北側道路（アトレ青山東付近：大谷踏切）は、2.5mのJR、伊勢鉄道の踏切と、5.4mの近鉄高架からなる

一部対面通行が不可能な狭隘道路で、朝夕には渋滞となっており、また、歩行者の安全確保、踏切内での脱輪事故等が心配されています。そのため、津駅前北部土地区画整理事業の進捗と併せて、地区外関連事業として大谷踏切の道路拡幅整備の事業化に向けて検討を行うとともに、JR、伊勢鉄道、近鉄等と協議を行なっています。なお、道路拡幅工事等の施工については接続する区画整理事業区域内の区画道路が未整備であるため、区画整理事業の進捗状況を見ながら工事施工の時期等について検討を進めます。

5.国県道については、道路管理者、交通管理者に対しましてラインの引き直しなど適切な県道の維持管理の要望を行って参ります。また、市道につきましては、日常的なパトロールによる点検をすると共に危険な箇所から順次整備に努めます。

6.都市計画道路整備につきましては、都市の骨格を形成し、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づき、予め、ルートや道路規模をお示ししているものでございます。本市といたしましては、平成20年度に「津市道路整備計画」を策定し、これを基本として骨格交通機能を有する便益性の高い道路を優先的に、平成29年度までの期間で整備する路線区間を選定し整備を進めています。現状といたしましては、道路事業推進にあたり、近年の急激な経済状況の悪化や道路財源の縮小などが大きく影響し、道路整備に遅れが生じています。

このような中、本市としましても、当路線を道路ネットワーク上重要な路線と考えておりますので、岩崎病院付近の交差点におきましては、狭隘な道路が交差し、特に朝夕は交通量が大きく危険でありましたが、延長約40メートル区間の交差点改良を行い、隅切りの設置等を実施し、見通しのよい交差点となりました。

当交差点から毛無川に架かる二百石橋までの残りの区間の道路整備につきましても、交通量が多く通勤通学など生活道路として利便性が高い道路であり、平成22年度より一部道路用地の確保を行っております。

今後も、地元地権者のご理解とご協力をいただきながら、局所的な暫定拡幅改良とはなりますが整備を進めてまいります。

7.都市計画道路江戸橋一身田線につきましては、現在、一般国道23号から近鉄江戸橋駅までの区間の整備に着手しております。平成30年度、完成を目途に事業を進めてまいります。また、この区

間中、志登茂川に架かる江戸橋の架け替え事業につきましては、三重県において平成19年度より着手してまいりますので、早期完成に向けて継続的に要望してまいります。

## ②公共建築物に関する要望提案（新規要望）

1.現県立博物館（休館中）の跡地利用について、津偕楽公園の東玄関口に相応しい景観づくりを要望。

（継続要望）

1.津駅東西双方に公衆トイレの設置

## 【回答】

（新規要望）

1.当該地は、周辺に緑の自然が多く残る偕楽公園風致地区内であるとともに、現在、策定中の津市景観計画（案）においても、景観上重要な地区として位置付ける景観形成地区「津駅西地区」に隣接するなど、本市においても景観上重要な場所であることから、跡地利用については、風致地区内を意識すると同時に周辺の景観特性に十分配慮する必要があります。

（継続要望）

1.トイレの設置につきましては、設置場所や設置後の維持管理等、さまざまな問題を抱えております。

現在、津駅東側にはアスト津ビルや市営アスト駐車場のイレが公衆トイレの役割を果たしており、また、津駅の西側には駅から少し離れますが、偕楽公園内に公衆トイレが設置されておりますので、現在ある公衆トイレをご利用いただければと思います。

## ③その他、道路や公共建築物以外への要望提案（新規要望）

（新規要望）

1.相川の全面的な河川改修の早期実現  
2.東海・東南海等地震予測の見直しに伴う津波防止対策の早期促進

3.車椅子、歩行者、自転車が安心かつ容易に移動できる道路の整備により、障害者にやさしい街づくりの推進（歩行者段差解消・必要箇所へエレベーター等設置）

（継続要望）

1.主要地方道津芸濃大山田線近鉄高架下及び津市高茶屋小森町字大新田周辺など市内全域の冠水対策

## 【回答】

1.相川河川改修については、三重県において、河川改修工事を河口から順次進めており、本年度、天神川合流点附近まで完了する予定と聞き及んでいます。

本市といたしましても、地元協議会と

も連携しながら、早期の全線河川改修を要望してまいります。

2. 津市の海岸整備については、国土交通省港湾局所管の直轄海岸保全施設整備事業において平成4年から高潮対策の堤防として整備が進められ、現在、津地区の栗真町屋工区および阿漕浦・御殿場工区の整備が進められております。残る、白塚・河芸地域の海岸については、管理者である三重県に対し、早期整備を要望してまいります。

また、本市では、津波発生時に被害抑止策を超えて被害が発生することに備えるため、平成24年3月に三重県が発表した東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した津波の浸水予測（東海・東南海・南海地震同時発生M9.0）に基づき、津波避難ビル等の指定、海拔表示、津波避難計画作成支援などのソフト対策を実施してまいります。このことは、地域防災計画にも記載しており率先して推進してまいります。

3. 鉄道駅のエレベーター等の設置につきましては、直近では、近鉄津新町駅のエレベーター等の設置、近鉄江戸橋駅のスロープ等の設置によるバリアフリー化を行い、1日あたりの利用者が3000人を超える駅については、バリアフリー化が完了いたしました。津駅におきまして、東西連絡通路の整備に併せ平成23年度より設置をしており、本年度、完了する予定です。

今後も「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」及び「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、障害の有無、年齢、性別等にかかわらずすべての市民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現をめざし、道路施設のユニバーサルデザイン化及びバリアフリー化に努めます。

（継続要望）

1. 主要地方道津芸濃大山田線近鉄高架下の冠水対策については、道路管理者であります三重県において、4台のポンプにより強制排水を行っていますが、近年のゲリラ豪雨の影響により、一時的に排出量よりも流入量が多い場合や、排出先である津市下水道管の処理能力以上の排水量がある場合など強制排水が間に合わず、やむなく通行止めを行うことがあると聞いております。市としましては、県に対しまして根本的な冠水対策が早期になされるよう強く要望してまいります。

高茶屋小森町字大新田周辺につきましては、ポンプ場排水能力を超える大雨が降ると冠水する事が認識されており、その都度、応急的に土嚢積み等で、冠水を最低限に抑えられるように応急的対策を実施しております。しかしながら、恒久的な対策につきましては、関係部局と協議・調整して参りたいと考えております。

また、市内全域の冠水対策につきましては、周辺の道路側溝等の改修を行い、雨水排水の排除を円滑にし、被害の軽減に努めてまいります。

#### (4) 地元事業者への優先発注等について

津市におかれましては、地元中小企業者の受注機会確保のため津市物件等契約基準を制定するなど、地元事業者への優先発注について一定のご配慮をいただいておりますが、市内小中学校や関係外郭団体等についても、津市同様に地元中小事業者への発注にご配慮をいただけるようご指導をお願いいたします。

また、津市が敬老記念に配布された敬老祝商品券等についても地元事業者からの記念品購入や各総合支所単位で地域に応じた記念品や地域商品券を配布する等、地域経済の活性化に資するようご配慮をいただきますようお願いいたします。

#### 【回答】

津市立の小中学校については、従前より津市物品購入等契約基準に基づき発注を行っているところであり、関係外郭団体等については、津市物品購入等契約基準を準用した発注を概ね行っているところです。

地方公共団体における物品調達等は、一定の資格を有する者に自由に参加する機会を与え、地方公共団体にとって経済的に最も有利な条件を提供する者と契約することを基本としていますが、地域経済の担い手である中小企業者の受注機会を確保するため、今後におきましても、市内において物品調達が可能で競争性が確保できる案件につきましては、本市の発注はもとより、関係外郭団体等についても、できる限り地域の業者への発注に配慮することにより地域経済の活性化にも寄与するよう周知していきたいと考えています。

また、敬老記念品については、対象者の不公平感に配慮するとともに、市内において物品調達の確保が可能となるよう配慮していきたいと考えております。

## 2 地域振興・観光の推進

### (1) 人口増加策について

津市は、東に伊勢湾があり白砂青松の美しい海岸が続き、西には布引山地があり、気候は温暖で風光明媚、水も豊で可住面積も広い土地です。

当会議所社会文化部会が実施した「津市の「住む」に関するアンケート」の結果でも約70%が「住みやすい」と回答がありました。

津市の経済を活性化させるうえで「人口の増加」は大きな要因の1つです。30万人都市を目指し次の事項に対する積極的な取り組みをお願いします。

#### ① 定住人口増加施策の推進について

1. 子育て世帯、新婚世帯が津市に転入し、住宅を購入、新築または賃貸住宅に居住した世帯に対する支援等住宅助成制度の創設。

2. 通勤利便性の高い駅周辺の土地利用

を促進し、周辺市町への通勤者の居住地の確保。

3. 企業誘致の推進、創業支援による雇用力の拡大。

#### 【回答】

#### ① 定住人口増加施策の推進について

1. 2. 定住の促進につきましては、現在策定中の総合計画後期基本計画において、各種施策を位置付けており、地域福

社と連携した居住支援の充実や二地域居住の推進、本市の住みやすさについての積極的な情報発信などを行うことを掲げております。

また、当該計画の重点プログラムとして、若者定住プログラムを掲げており、教育環境の整備やワーク・ライフ・バランスの推進などの施策を位置付けることとしております。

今回御提案いただきました、住宅助成制度の創設や居住地の確保につきましては、アンケート調査等により、本市の「住みやすさ」だけでなく、転入・転出理由なども含めた実態を把握し、本市の強みを伸ばすとともに、弱みを無くし強みに変えるための新たな施策の研究を進める中で、検討してまいります。

3.企業誘致の推進につきましては、本市の持続的かつ自立的な経済基盤を支えるとともに雇用の創出を図るため、中勢北部サイエンスシティおよびニューファクトリーひさいを中心として、積極的に展開しています。立地決定後は、企業の施設建設から操業開始まで、順調に進むよう、様々な面でサポートをしており、雇用関係のご相談をいただくこともございますことから、今後も立地企業に対して、雇用の拡大について働きかけてまいります。

また、創業支援につきましては、一昨年よりインキュベーション・マネージャーの設置、起業家（起業志望者を含む）への個別相談、起業意識の醸成とビジネスプランのブラッシュアップを目的とした「津創業道場」の開催を、また、昨年より津市・津商工会議所・津市商工会・津北商工会・三重県信用保証協会・日本政策金融公庫津支店の6機関により創設された「創業サポーターソケツ津」を立ち上げており、引き続き創業支援を行ってまいります。

## ②転出人口抑制施策の推進について

1.既に津市に居住し津市内に新たに住宅を購入、新築または賃貸住宅に居住した世帯に対する支援等住宅助成制度の創設。

2.学校、地域等が一体となって、「ふるさと津」への愛着と誇りを一層醸成する取組み。（平成24年10月16日提出「未来を拓く教育の推進について一有能な産業人を育成するために」参照）

3.地域での子育てや高齢者の活動の場として公民館、保育園等公共施設を充実し、コミュニティの促進と啓発。

## 【回答】

### ②転出人口抑制施策の推進について

1.定住の促進につきましては、現在策定中の総合計画後期基本計画において、各種施策を位置付けており、地域福祉と連携した居住支援の充実や二地域居住の推進、本市の住みやすさについての積極的な情報発信などを行うことを掲げております。

また、当該計画の重点プログラムとして、若者定住プログラムを掲げており、教育環境の整備やワーク・ライフ・バランスの推進などの施策を位置付けることとしております。

今回御提案いただきました、住宅助成制度の創設につきましては、アンケート調査等により、本市の「住みやすさ」だけでなく、転入・転出理由なども含めた実態を把握し、本市の強みを伸ばすとともに、弱みを無くし強みに変えるための新たな施策の研究を進める中で、検討してまいります。

2.市内の全小中学校が「輝きプロジェクト推進事業」を実施し、地域の特色を生かし地域と連携した取組を行っています。そのことにより、地域の方から地域のよさを教えていただいたり、地域に目を向ける子どもたちが増えてきています。

また、教科の学習の中では、小学3・4年生の社会科において、郷土のことを詳しく知るために、教科書とともに社会科の副読本として「わたしたちの津市」を活用し、地域の産業や消費生活の様子などの学習をしたり、生活科や総合的な学習の時間等の中で、地域にある文化財や施設、あるいは人材とふれあうことを通して、地域から学ぶ機会をもったりしています。

さらに、三重県と連携して取り組む、「ふるさと三重」郷土教育推進事業において、中学校では教材「三重の文化」を活用して「郷土の文化財」等の学習を進めたり、小中学校では「ふるさと三重かるた（仮称）」の作成を通して、津市にゆかりのある人物や文化財、まつり等を調べたりすることもしたりしています。

これらの取組を通して、学校、地域等が一体となって、「ふるさと津」への愛着と誇りを一層醸成することを図っています。

3.地域の学びの拠点や住民福祉及び市民活動の推進のために公民館や市民センター等を設置しており、活動の場として機能の充実に努めるとともに、人と人とのつながりが持てるよう場や機会の提供、情報は発信等に努めます。

### ③交流人口（交流居住）増加施策の推進について

毎年10月に開催する「津まつり」の

入込み客は約42万人と、2日間で津市の人口を上回る人々が滞在し、また本年11月には当会議所青年部が主管した「全国商工会議所青年部会長研修会」を津市で開催し約1,500人が宿泊するなどその消費等による経済効果は大なる物です。

交流人口の増加は、地域経済の活性化にとって不可欠な要因の1つであり、また交流居住等定住人口の増加のきっかけとなることから、新たなイベントの創設や市外の人々を対象とした休耕田を活用した農業・観光等各種体験プログラム、空き家、空き店舗提供体制の確立等、新たな交流人口（交流居住）拡大事業の実施。

## 【回答】

④耕作放棄地や遊休農地等の休耕田畑については、これまで、特定農地貸付制度により市民農園として活用するなどの取組を通じて農村交流に取り組んできたところであり、今後も、こうした取組により交流人口の増加や、これによる地域経済の活性化に努めてまいります。

空き家情報につきましては、現在美杉総合支所におきまして空き家情報バンクを設置し、津市空き家情報バンク制度により、空き家を購入した人を対象とした物件改修費補助金制度を創設していることから、PRに努めてまいります。

空き店舗対策につきましては、今後も、商店街全体としての集客力向上や出店者の継続的な営業の観点からの経営相談などの多面的な支援を含めた出店誘致のシステムの確立について、商店街及び貴会議所と本市が連携・協力の下、より効果的な空き店舗対策となるよう努めてまいります。

### ④定住、交流居住施策の情報発信について

津市が居住地として「選ばれる」都市となるため、定住地としての魅力や助成制度、交流居住施策等を多種多様なメディアを活用して情報を広く発信・紹介するプロモーション活動の充実。

## 【回答】

④津市への定住、交流居住施策の情報発信については、津市に住む人がその魅力を実感すること、市外の人が津市の魅力を感じていただくことが、定住と新たな交流居住につながるかと考えております。

これまで、美杉地域における空き家情報バンク制度など交流居住について、津市が持つさまざまな広報媒体を活用し、情報を発信してまいりました。

今後も、津市の温暖な気候、交通の利便性、良好な立地条件、子育て支援など

の施策情報を発信するとともに、積極的な企業誘致を通じ地域経済の活性化や雇用の創出による定住者の増加に向け、幅広い津市のプロモーション活動を一層推進します。

## (2)中心市街地活性化、安全・安心な街づくりの推進について

### ①街の賑わいづくり

商店街等では、街の賑わいづくり、活性化を推進するためハード整備やイベントなどソフト面での取組み強化を行い街の賑わいづくり、集客に日々努力しております。ソフト面での継続実施のためにも更なる支援強化を要望いたします。

また、街の賑わいづくりとして、老人施設の誘致、大型店との共存・相乗効果が図れるようなコンセプトを持った街づくり等、地元商店街が生き残れるような街づくりに今後も引き続き取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

### 【回答】

①現在、商店街の振興を目的として、商店街の集客や活性化のためのソフト事業に対して補助金を交付しており、新規事業に対しても柔軟に対応するなど、現状においてもできる限りの支援を行っています。

こうした商店街等のイベント開催時には多くの人で賑わうことから、今後も継続的な支援が必要と考えていますが、一方で恒常的な賑わい創出には至っていないことから、本年度開催した中心市街地活性化オープンディスカッションの提言書を受け、商店街の情報発信や継続的な賑わい創出など、更に踏み込んだ施策の検討も進めています。

また、街の賑わいづくりについては、すでに津センターパレスへの老人福祉センター（平成24年11月に移転済）や中央公民館等（平成25年秋頃）の移転を進めていることから、交流人口の増加による活性化が図られるものと考えています。

### ②安全・安心な街づくり

安全で快適な街づくりに取り組んでいる商店街等としては、来街者が安心して買物等が出来るよう、更には地域住民の安全・安心のための整備（バリアフリー化、防犯灯、防犯カメラ設置等）や快適で安全・安心な道路空間利用（一時駐車帯、運送業者荷降しスペース、緊急車輛駐車帯等）の整備、また高齢者を始めとする交通弱者にも安全・安心して来街い

ただける交通体系及び環境の整備充実について要望いたします。

### 【回答】

②安全・安心な街づくりを進めていくためには、ご要望の事項は重要なことであると認識しております。これまでも、小中学校や自治会、イベント等においてユニバーサルデザイン講座を実施し、普及啓発を行ってきており、現在策定中の総合計画後期基本計画においても、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進を目標別計画に位置付け、誰もが暮らしやすく、社会に参加しやすい環境を整備することを掲げております。

また、昨年10月からは、三重県において、身体に障がいのある方や妊産婦の方などで、歩行が困難な方の外出を支援するための「三重おもいやり駐車場利用証制度」が設けられましたが、本市としても三重県と連携し、この制度の普及と適正な運用に努めています。

また、商店街振興団体の施設整備として取り組まれる場合は、事業内容によっては、商業基盤整備事業補助金による支援を受けていただくことができます。また、今後も市民ニーズや社会的な要請が高く、市民の皆様の安全・安心につながる施設等については、今後も補助対象の拡大を検討するとともに、自治会が整備する防犯灯については、防犯灯設置補助金の制度を創設しており、ご活用ください。

さらに、自家用車を使用できない高齢者など移動に制約がある交通弱者に対しましては、より安全に安心してご利用いただけるよう、また、より一層使いやすい公共交通となるように、交通体系や交通環境の整備に努め、事業者等にも働きかけてまいります。

### ③空き店舗、空き地の有効活用の促進

昨今の空き店舗増加は歯止めがかからず、津市中心部、久居地区ともに商店街内での空き店舗、空き地が目立つ状況が続いています。

現在、津市では「空き地・空き店舗等対策事業補助制度」により、空き店舗を利用して集客に役立つ事業を行う場合、改装費や賃借料の補助を実施いただき、空き店舗への出店者にとって有益な支援となっておりますことに感謝申し上げます。

しかし、老朽化した空き店舗、空き家を放置したままでは景観や防災上の問題にもなることから、解体撤去費用の補助や空き地に対する固定資産税の新たな減額措置により土地が有効活用されるように施策を講じていただきたい。

また、市当局をはじめ当会議所でも創業者支援のための事業を実施して取り組んでおりますが、特に創業者に特化し、若い世代の方が中心部に店出し易い環境整備の施策にも取り組んでいただけるよう要望いたします。

久居地域においては「ポルタひさい」1階の商業施設撤退後のスペースについて、津センターパレス横の「まん中広場」のようなオープンスペースとしての活用方法も検討いただき、久居駅東口地区に新たに建設される市民ホールについては、忠犬ハチ公をランドマークとして活用いただけるよう要望いたします。

### 【回答】

③固定資産税は、消防、道路整備などの行政サービスを納税者が行政から受ける利益の対価として負担を求める応益負担を原則としており、所有という事実、担税力を認めて課税する財産税として固定資産の価値に応じた税負担をお願いするものです。

したがって、固定資産税は資産の所有者に対し課税されることから、資産を実際に活用しているか否かを問わず、所有している事実に対して課税されますので、空き地についても、同様に課税となります。空き地にかかる固定資産の新たな減額措置の要望ですが、土地の価格に応じた課税を行っていることから、土地の有効活用が図れないなどの所有者自らが起因となる諸事情により軽減措置を適用することは、同一価値の資産について異なる税負担を求めることとなり、かえって課税の公平性を欠くこととなりますので、当該措置の適用は困難であると考えられます。

次に商店街の空洞化防止及び中心市街地の活性化などを目的として、平成8年度から空き地・空き店舗等対策事業補助制度を導入し補助金を交付してきており、その利用件数は年々増加している傾向であり、平成23年度は15件で8,561,534円の交付実績となっておりますが、より効果的に中心市街地のにぎわいにつなげていくため、商店街全体としての集客力向上や出店者の継続的な営業の観点からの経営相談などの多面的な支援を含めた出店誘致のシステムの確立について、商店街及び貴会議所と本市が連携・協力の下、より効果的な空き店舗対策となるよう努めてまいります。

ポルタひさい問題につきましては、「久居駅周辺地区のまちづくりビジョン」としてプランA、プランBの2案をお示しいたしました。

プランAでは、1階の商業施設跡を含

むポルタひさいに久居総合支所と津南工事事務所を整備するほか、久居駅東エリアに市民ホール、久居東鷹跡町（現久居庁舎）エリアに久居保健センターを整備する案。また、プランBでは、ポルタひさいに久居総合支所、津南工事事務所及び久居保健センターを整備、久居東鷹跡町エリアに市民ホールを整備し、久居駅東エリアは駅前公園広場や駐車場等として活用する案としており、これらをもとに、市議会を始め、地域の方々から御意見を伺い、久居駅周辺地区のまちづくりを進めていきたいと考えています。

御提案いただきました内容につきましても、今後のまちづくりの貴重な御意見として参考にさせていただき、一刻も早い、ポルタひさいの再生、久居駅周辺地区のまちづくりに取り組んでまいります。

### (3)石水博物館へのアクセス整備について

平成23年5月、津市垂水千歳山に移転開館した石水博物館へのアクセス道路整備について昨年要望いたしましたところ、地域住民等から千歳山東側（国道23号）からのアクセスが望ましいとの意見を理由に、アクセス道路を含めた千歳山の整備については地元の方々の住環境に配慮した整備を検討するとのご回答をいただいたところであります。

しかしながら、石水博物館には地域文化の振興拠点として、伊勢商人川喜田家が蒐集してきたコレクションをはじめ、近代陶芸界に大きな足跡を残した川喜田半泥子の作品が展示されるとともに、千歳山には国の登録有形文化財である千歳文庫があり、半泥子が創作の地として文化人との交遊を重ね、津市の歴史・文化を代表する拠点として内外からの関心も高く、多くの来訪者が期待されることから、アクセスの整備が望まれるところであります。

一方、石水博物館が所在する千歳山の東側はかなりの高低差があるとともに、J R紀勢線や国道23号と近接していることから直接のアクセス道路整備は困難が予想されるところでもあります。

つきましては、国道23号とJ R紀勢線の間には駐車場を設置しJ R紀勢線に歩道橋を設けてのアクセスにつきまして整備を提案要望いたします。

#### 【回答】

石水博物館へのアクセス道路整備は、ご指摘のとおり困難が予想されます。

また、ご要望の国道23号とJ R紀勢線の間には駐車場を設置し、J R紀勢線に歩道橋を設けることについても関係機関との協議など、困難が予想されますが、貴重なご意見として、今後の参考にさせていただきます。

### (4)自転車利用者が中心市街地や主要施設へ行くための通行環境の整備について

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い層が多様な用途で利用する国民の身近な交通手段であるが、自転車は「車両」であるという意識は十分に浸透せず、自転車利用者のルール・マナー違反も多く、自転車の通行環境も十分とは言えない状況にあります。また、津市には三重大学へ通学する学生をはじめ、多くの学生が自転車を多用し、一部色分けによる自転車専用レーンも設置されているものの、中心市街地まで自転車で走行するための通行環境も整っていないのが現状です。

警察庁と国交省は良好な自転車交通秩序の実現ための総合対策の推進を関係機関・団体と連携しつつ、図っていくことと通達していることから、津市内の道路につきましても、地域の活性化、健康増進、渋滞解消、集客効果などにつながる以下の道路整備について、自転車専用レーンの分離設置等、通行環境の整備について検討いただきたく要望いたします。

津市総合屋内スポーツ施設完成後は、大小を問わず幾多のスポーツイベント等が開催されるであろうが、近郊の生徒や学生も観戦、観覧あるいは出場者の立場で訪れる機会が多くなると予想されます。施設への主要導入路である三重県道42号津芸濃大山田線は交通量も多く、自転車が車道を走行することは非常に危険が伴います。県道沿い（芸濃方面のみ）には車道と分離された自転車歩行者道が設置されており（写真1）、歩行者対自転車の事故のリスクを回避するために、自転車専用レーンの分離設置等通行環境の整備が必要があると思われます。また、自転車同士の事故を防ぐために、未整備の津方面側道（写真2）も芸濃方面同様に拡充、整備されることが望ましく、貴市建設部事業調整室を経て三重県に働きかけていただきたい。さらに、県道42号線の延長にある津市道津港乙部線（通称フェニックス通り）の自転車歩行者道にも自転車専用レーンの分離設置等、自転車通行環境の整備について検討いただきたく要望いたします。



写真1



写真2

#### 【回答】

津港跡部線（通称フェニックス通り）の自転車専用レーンの分離設置等につきましては、周辺の自転車道の整備状況や自転車の利用状況を見極め、検討してまいります。

また、三重県警察本部前から安濃川沿いに約2.7kmにわたり「安濃川自転車道」（写真3）が設置されております。

約30年前に整備されたこの自転車道は、鳥居町を起点とし、安濃川沿いをサイクリングロードとして、終点の納所町まで走ることができますが、あいにく終点の納所町は行き止まり（写真4）になっております。行き止まりの地点からの拡充や公道への接点をつくることで、利用しやすい自転車道に生まれ変わり、津市総合屋内スポーツ施設への利便性も向上すると思われるので併せて拡充整備についてご検討いただきたく要望いたします。

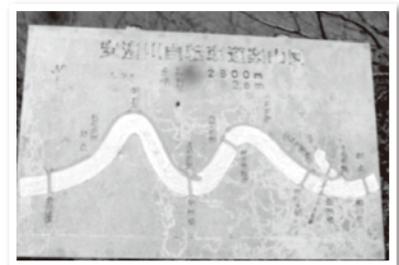


写真3



写真4

**【回答】**

周辺の施設整備の状況や自転車の利用状況を見極めながら、関係機関と調整してまいりたいと考えます。

三重大学周辺～岩田橋までの国道23号の自転車歩行者道については、一部自転車通行位置の明示(写真5、6)がされているものの、自転車のための通行環境が整っていないところも多く(写真7、8)、三重大学学生をはじめとする若者が自転車を利用して中心市街地に来やすくするためにも自転車専用レーンの分離設置等、路面、段差整備をはじめとする通行環境の整備を検討いただきたく要望いたします。

併せて国土交通省に働きかけていただき実現すれば、津市内には大門丸之内地区を中心とする東西南北の良好な自転車交通の秩序が実現されることとなり、学生を中心とした若者の往来による中心市街地の活性、市民の健康増進、省エネルギー化、環境への配慮、渋滞の緩和、駐車場混雑の解消等の効果が期待できます。



写真5



写真6



写真7



写真8

**【回答】**

三重大学周辺の国道23号の自転車歩行者道については、一部、自転車通行環境整備モデル地区事業により平成22年3月に完成をし三重大学の学生を中心に地域の住民に利用をいただいている状況であり、引き続き、未整備箇所の早期整備を管理者であります国土交通省に対し要望してまいります。